

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価競争入札により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 標準型

(ア) 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

(イ) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

(ウ) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事において、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策度に相当程度の差異が生じると認められる工事

(2) 簡易型

(ア) 入札者の施工能力、地域貢献及び施工計画と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事。

(イ) その他必要と認める工事。

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記の「落札者決定基準」によるものとする。

(入札方法)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、公募型指名競争入札を原則とし、この要領により実施するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 町長は、総合評価落札方式により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 町長は、前項に規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(技術審査会の設置)

第6条 町長は、総合評価落札方式の技術審査等を行うため、技術審査会を設置する。

2 技術審査会は下記の業務を行う。

(1) 総合評価落札方式を行うことの適否

(2) 総合評価落札方式における落札者決定基準の決定

(3) 技術資料に関する評価についての審査

(4) 技術資料の評価結果への照会に対する審議

(5) 技術資料の内容が満足できない場合のペナルティの決定

(入札参加資格設定)

第7条 町長は、実施対象工事の入札に参加させようとする者の資格の設定については、入札参加者審査会で審査を受けるものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 町長は、入札参加者に対し入札公告または入札説明書により次の事項を周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 技術資料を提出すること。

(3) 価格以外の評価項目及びその配点に関すること。

(4) 落札者の決定方法

- (5) 評価内容の担保
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (7) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

第9条 入札者は前条(2)の資料を入札参加申込書の提出期間内にすべて提出しなければならない。

(落札者の決定方法)

第10条 町長は、落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とし、入札参加資格を満たしたことを確認したときは落札決定とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。
- (3) 評価値が基準評価値を下回らないこと。
- (4) 入札価格が調査基準最低価格( 予定価格が1億円未満の場合は最低制限価格)以上の価格であること。

なお、基準評価値は、予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点(標準点)を予定価格で除した数値とする。

- 2 学識経験者より、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 評価値が最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

(落札者の決定通知及び公表)

第11条 落札結果の通知は、落札者決定後、できるだけ速やかに行う。

- 2 入札者は、前項の通知された日から5日以内に、自らの価格以外の評価点について様式1により照会を求めることができる。
- 3 町長は、前項の照会に対し、技術審査会の審議に付して、様式2号により回答するものとする。
- 4 総合評価方式(簡易型)を実施したときは、落札者決定後、評価値を公表することとする。  
ただし、評価値は、予定価格の制限範囲内で調査基準最低価格(最低制限価格)以上の場合の案件のみ公表するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第12条 落札者決定に反映させた技術資料に記載内容が工事施工にあたって十分に履行されていない場合には工事成績を減点するとともに、標準型においては実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額するものとする。

ただし、天候等やむをえないと認められる場合にはこの限りでない。

- 2 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、工事成績評定点の減点又は契約の解除、及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(技術資料に関する機密の保持)

第13条 町長は、技術資料の内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。

ただし、落札者の提案については、その概要について公表する場合がある。

- 2 提案者の了承を得ることなく、提案の一部のみを採用することはしない。

(その他)

第14条 町長は、本試行要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとする。

附則 この要領は、平成23年5月2日から施行する。

## 別記「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の～の要件に該当する者のうち総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札候補者とし、入札参加資格を満たしたことを確認したときは落札決定とする。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。

評価値が、基準評価値を下回らないこと。

入札価格が調査基準最低価格（予定価格が1億円未満の場合は最低制限価格）以上の価格であること。

基準評価値：予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点（標準点）を予定価格で除した数値。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

## 1 総合評価の方法

### (1) 標準型

技術評価の「標準点」を100点とし「加算点」は最大20点を基本とする。

#### 評価項目

評価項目は、技術的要件に応じて設定するものとし、項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とする。

#### 得点配分

ア 各評価項目の基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）を定めることにより行う。

イ 評価項目については、要求要件を満たしている場合には基礎点を与え、更に最低限の要求要件を超える部分について加算点を与える。

ウ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

### (2) 簡易型

技術評価の「標準点」を100点とし「加算点」は最大10点を基本とする。

#### 評価項目

##### ア 施工計画

- (ア) 施工上配慮すべき事項の適切性
- (イ) 品質の確認方法、管理方法の適切性
- (ウ) 工程管理の適切性

##### イ 施工実績

- (ア) 企業の過去15年間の同種工事の施工実績の有無（国・地方公共団体等の発注工事に限る。）
- (イ) 技術者の過去15年間の同種工事の施工実績の有無（国・地方公共団体等の発注工事に限る。）

##### ウ 地域貢献

- (ア) 工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る）の所在地に基づく評価
- (イ) 地域固有の社会貢献活動実績の有無

## 2 評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、除算方式により行うものとし、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。（小数位3桁とし、4位を四捨五入する。）

評価値 = 「標準点（100点）+ 加算点」 / 入札価格（単位：億円）

## 3 評価の基準

### (1) 標準型評価項目

以下に関する内容を勘案し、工事ごとに定めるものとする。

維持更新費を含めたライフサイクルコストに関する項目

工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に関する項目

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策に関する項目

その他特に必要と考えられる項目

(2) 簡易型評価項目

評価項目		評価基準	配点	得点	
施工計画	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	現地の配慮条件（地形、地質、環境、地域特性等）踏まえて重要な項目が記載され、適切であり、工夫が見られる。	優	6点を評価項目数で割った点数を各評価項目ごとの優に与える点数とし、可を0点とし良はその1/2の配点とする。 計/6点	
		配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	良		
		特に優れた記述なし	可0点		
		不適	欠格		
	施工上配慮すべき事項の適切性(他の項目と同じ内容は除く)・与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて重要な項目が記載され、適切であり、工夫が見られる	優		
		配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	良		
		特に優れた記述なし	可0点		
		不適	欠格		
	工程管理の適切性	各工程の工期が適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、工期設定に余裕が見られる	優		
		各工程の工期が適切であり、工夫が見られる	良		
		各工程の工期は適切である	可0点		
		不適	欠格		
コンクリート、鋼材溶接部等（例：耐震補強に関する工種）について品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて重要な項目が記載され適切であり、工夫が見られる	優			
	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	良			
	特に優れた記述なし	可0点			
	不適	欠格			
施工実績	企業	過去15年間の同種工事の施工実績の有無（国・地方公共団体等）	同種工事の実績あり	1点	1
		実績なし	0点		
施工実績	技術者	過去15年間の同種工事の施工実績の有無（国・地方公共団体等発注）	同種工事の実績あり	1点	1
		実績なし	0点		
地域貢献	経済活動	工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る）の所在地に基づき評価する。	多可町に本店有り	1点	1
			多可町に本店なし	0点	
地域貢献	地域活動	地域固有の社会貢献活動実績の有無	例：災害時における応急対策業務協定の締結	1点	1
			実績なし	0点	
合計				10	

[ 注意事項 ]

施工計画は「発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性」「施工上配慮すべき事項の適切性」及び「工程管理の適切性」、「コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性」より最低2項目を適宜選択して評価するものとする。

必要に応じて技術資料等に関するヒアリングを実施する。

地域固有の社会貢献の活動状況は、入札参加可能企業の全てが該当しない場合には評価項目としないこととする。

入札参加資格に施工実績を求める場合においても、専門性の高い工事においては、入札参加資格以上の工事内容を設定して施工実績を評価項目とすることができる。

その他工事内容に応じて、上記表の内容について変更する場合がある。

4 次のものは競争参加資格を失うか失格とする。

技術資料の未提出者及び白紙提出者

様式1号

平成 年 月 日

多可町長 様

説明を求める者の住所氏名  
住所  
郵便番号  
商号又は名称  
代表者名印  
(電話番号)

価格以外の評価に係る説明について(照会)

下記の工事について、総合評価落札方式に係る自社の評価項目ごとの得点について説明を求めます。

記

説明の対象となる工事等名・箇所名

工事名

工事箇所名

-----  
様式2号

第 号  
平成 年 月 日

説明を求める者  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

多可町長  
戸田善規 印

価格以外の評価に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました件について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 箇所名

3 回答内容

回答内容は評価項目毎の得点までとする。